

生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領

平成27年 3月30日保健福祉部長決裁

(趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に基づき、盛岡市長（以下「市長」という。）が行う法第16条第1項に基づく生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の手續)

第2 就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第20条に定める生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）を事業所ごとに作成し、市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、(5)のみを添付するものとする。

- (1) 就労訓練を行う建物等の平面図及び写真
- (2) 事業所概要や組織図など事業の運営体制に関する書類（参考様式参照）
- (3) 貸借対照表、収支計算書及び予算書などの申請者の財政的基盤に関する書類
- (4) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (5) 誓約書（様式1）
- (6) その他市長が必要と認める書類（登記事項証明書等）

3 市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を命じるものとする。

(認定の対象)

第3 市長は、盛岡市内に所在する事業所に係る申請について認定する。

2 就労訓練事業の認定は、事業所ごとに行うものとする。

3 就労訓練事業の運営管理や就労等の支援に関する指導・監督などが一体的に行われているとみなせるものについては、複数の場所（事業所）で就労訓練事業を実施している場合でも、一つの事業所として認定することができるものとする。

(認定基準)

第4 市長は、就労訓練事業の認定申請があった場合、当該事業の内容が次に掲げる認定基準に適合し、かつ当該申請手続がこの要領に違反していないと認めるときは、就労訓練事業として認定をするものとする。

2 就労訓練事業の認定基準は以下のとおりとする。

(1) 就労訓練事業を行う者に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (イ) 認定訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (キ) 破産者で復権を得ない者
- (ク) 役員のうち(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者がある者
- (ケ) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

- ア 認定就労訓練事業を利用する生活困窮者（以下「利用者」という。）に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げる取組を行うこと。
 - (ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - (イ) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - (ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。
- イ アに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

(3) 安全衛生に関する要件

雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業の利用者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者に該当する場合は、安全衛生その他の作業条件について、同法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合であっても、同法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生したときの補償について労働者災害補償保険法等の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合には、就労訓練事業の利用に係る災害が発生したときの補償のために、必要な措置を講じること。

（認定通知等）

第5 市長は、就労訓練事業の認定を行ったとき又は行わなかったときは、申請者に対し、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式2）又は生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式3）により通知しなければならない。

（開始届）

第6 認定を受けた者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、第2種社会福祉事業として当該事業を行う場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、同法第67条第1項各号に掲げる事項を記載した生活困窮者就労訓練事業開始届（様式4）を市長に届け出なければならない。

2 就労訓練事業を利用する者が10人に満たない場合は、第2種社会福祉事業には含まれない。

（変更届）

第7 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業について、規則第22条第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、規則第2号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（規則第22条第1号及び第3号から第5号に掲げる事項の変更については様式5、規則第2号に掲げる事項の変更については様式6）により市長に届け出なければならない。

2 また、第2種社会福祉事業として就労訓練事業を実施する場合は、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、変更の日から1月以内に、第2種社会福祉事業変更届（様式7）を市長に届け出なければならない。

（廃止届）

第8 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式8）により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 また、第2種社会福祉事業として就労訓練事業を実施する場合は、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、廃止の日から1月以内に、第2種社会福祉事業廃止届（様式7）を市長に届け出なければならない。

（報告徴収書）

第9 市長は、法の施行に必要な限度において、就労訓練事業を行う者又は就労訓練事業を行っていた者に対し、報告徴収書（様式9）を求めることができる。

（認定の取消）

第10 市長は、認定に係る就労訓練事業が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式10）により当該認定を取り消すことができる。

（提出部数）

第11 この手続により市長に提出する書類及び添付書類の提出部数は、2部（正本1部及び副本1部）とする。ただし、認定を受ける事業所が2以上の場合は、それぞれ事業所ごとに2部ずつとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月17日から適用する。